

「京都くらしのフォーラム」を開催しました

5月29日、京都市男女共同参画センター(ウィングス京都)において、「京都くらしのフォーラム」を開催しました。午前の部では、「知って得するくらしの知恵」として、「食」「環境」「生活設計」「住まい」の各テーマごとに、講師の方に御講演いただき、午後の部では、消費者庁長官 内田俊一氏と評論家 金美齡氏に御講演いただいた後、門川大作京都市長を交えての三者対談が行われました。ここでは、その一部を御紹介します。

テーマ1 食 「安全な食べもの」って何だろう?

講師：京都大学大学院 地球環境学堂 教授、農学博士 北畠 直文 氏

「安全な食べもの」とは「食べることによって健康が損なわれない食べもの」と言えるが、その実態は多角的に捕らえる必要がある。食べる仕組みとして、人の身体には生体防御系が働いており、食の安全には健康管理が重要。「食は人なり」を念頭に、正確な情報を基に、一人ひとりが食の安全について考えることが大切である。

テーマ2 環境 お財布にやさしい生活エコアイデア

講師：(有)ひのでやエコライフ研究所 取締役 鈴木 靖文 氏
京エコロジーセンター 環境ボランティア(くらしの匠) 山本 和仁 氏

鈴木氏：省エネ生活は、色々と我慢しなければならないというイメージがあるが、決してそれだけではない。省エネ製品への買換えや、旬のものを食べるなどを通じて、環境負荷を大幅に減らす生活が送れる。また、自然の中で工夫をするくらいに豊かさを見い出すような、大きな視点の交換も必要である。

山本氏：(鈴木氏の講演を踏まえて、実例を紹介)省エネへの取組は一人では続かないので、京都市が推進している「エコライフ・コミュニティづくり」事業を活用するなど、楽しみながらエコライフを続けてほしい。

テーマ3 生活設計 今日からはじめる豊かにくらす生活設計術

講師：(財)生命保険文化センター専任講師 加藤 登美夫 氏

公的保障と個人保障の生命保険をうまく組み合わせ、将来においても安心して生活できるよう生活設計を考える必要があるが、無駄な保険料は払わないのが賢い消費者である。必要な保障は年齢によって変化するので、子どもが独立する40歳代ごろに、公的保障との兼ね合いを見ながら生命保険を見直すことが必要である。

テーマ4 住まい 住まいの省エネリフォームで快適エコライフ!

講師：京都府地球温暖化防止活動推進センター 木原 浩貴 氏

省エネ住宅のポイントは、断熱性を高めて冬には熱を逃がさず、日射を遮る工夫をして夏には熱を入れないことである。住宅エコポイントや減税などの支援策をうまく活用し、省エネ住宅・省エネリフォームを普及させることで、快適性・安全性を向上させつつ、地球温暖化防止に大きく貢献できる。

黒字でお申し込み下さい。

テーマ別講演会

広告

わたしのくらし
わたしたちの
地域に

協同がはぐくむ
安心と笑顔を



京都生活協同組合

075-681-2190 <http://www.kyoto.coop/>

広告

支えあい自由に暮らす老後
～高齢者向けマンション～

食堂・大浴場完備

生活相談

24時間緊急対応

身元引受人なしでも*

洛和会が協力医として健康面をサポート

見学随時



※要費用
有料老人ホーム設置運営
指導指針による表示事項/
類型:住宅型有料老人ホーム/
居住の権利形態:利用
権方式/利用料の支払い方
式:一時金方式/入居時の
条件:入居時自立・要支援/
介護保険・在宅サービス利
用可/居室区分:全室個室/
その他:提携ホーム移行型

京都市下京区醍ヶ井通り高辻下住吉町504

ランチ付
見学会
9/3(金)
9/18(土)
10/2(土)
10/15(金)
集合:11:00.
「堀川松原」
バス停

ライフハウス
京都醒ヶ井
さめが井

創業27年。全国に29棟の実績
地域コミュニティを創造する
株式会社生活科学運営

☎ 0120-121-075



当初のATMの
イーストを挿入して
ください。

御存知ですか？

改正貸金業法

改正貸金業法が今年6月18日に完全施行され、貸金業者からの借入れのルールが大きく変わりました。同法の施行は、複数の業者から多額の借金をして返済不能になる「多重債務問題」の解決を目的としています。ここでは、貸金業法の改正を踏まえ、借入れの際に気を付けていただきたいポイントを御紹介します。

出資法の上限金利29.2%が20%に引き下げられ、利息制限法の水準（借入金額に応じて15%～20%）を超える部分は無効とされます。

「年収の3分の1」を超える新たな借入れはできません

サラリーマンなど個人が貸金業者から借入れをする場合、「年収の3分の1」を超える新たな借入れはできません。また、ある貸金業者から50万円を超えて借りる場合や、他の貸金業者から借りている分も合わせて合計100万円を超えて借りる場合には、源泉徴収票などの提出が必要です。

●専業主婦（夫）の借入れ

配偶者の同意書及び源泉徴収票等などの配偶者の年収を明らかにする書類の提出が必要です。また、借入総額は、配偶者の借入金と合算し、本人と配偶者との年収の合計の3分の1を超えない範囲内に制限されます。

制限金利は年利15%～20%

借入れの際は上限内の金利になっているか、必ず確認してください。なお、完全施行前の契約に基づく利息等は従前どおりです。

悪質業者に気を付けましょう

次のような悪質業者の被害に遭った場合は、すぐに警察に届けましょう。

●ヤミ金融（国（財務局）や都道府県への無登録業者）

法外な高金利が特徴で、10日で5割（年利1825%）で貸し付けている事例もあります。また、暴力的・脅迫的な取立てを行います。法的には、ヤミ金融からの借入金を返済する義務はありません。

●融資保証金詐欺

どのような名目であっても融資を前提に現金を振り込ませることはありません。ダイレクトメールやハガキ、スポーツ新聞等で「低金利ですぐ融資」などという甘い言葉を用いて融資を勧誘し、「保証金として」と言って現金をだまし取ります。

困ったら、まず相談を

返済のための新たな借金は、問題解決になりません。返済などで困った場合には、当課の相談窓口に御相談ください。法律の専門家への橋渡しをさせていただきます。

市民総合相談課（市民生活センター）多重債務相談専用 256-3160

さいむゼロ

詳しくは、金融庁のホームページ <http://www.fsa.go.jp/> を御覧ください。

下線を取って説明文としてここに挿入してください（黒字です）。

下線もとる。

未公開株や怪しい社債の勧誘に だまされないために

- 未公開株とは、証券取引所などに上場していない株のことを言います。実際に上場されなければ、売買を成立させることは極めて困難であり、これを換金する方法はほとんどありません。
- 未公開株は、会社の規則である定款で譲渡制限をしている場合が多く、一般に株券が出回ることは余りありません。また、譲渡制限のある株を取得しても株主として認められず、名義の書換えに応じてもらえません。
- 株の未公開会社が証券取引所に上場する際には、公募増資を行う場合が多く、その方法として、金融商品取引法に基づく「有価証券届出書」を内閣総理大臣に提出します。届出書の提出の有無及び様式を確認することが、未公開株が上場されるか否かを判断するための有効な手段となります。届出書の提出の有無等については、金融庁のホームページ*で確認できます。
- たとえ、上場が決定していたとしても、株価等は様々な要因で変動するものであり、正確に予測することなど不可能です。「上場すれば値上がり確実」といった説明を信じて、未公開株を購入することは非常に危険です。
- 勧誘をしている業者が金融商品取引業の登録を受けていない場合、金融商品取引法に違反している可能性があります。金融商品取引業の登録の有無については、金融庁のホームページ*「免許・許可・登録等を受けている業者一覧」により確認することができます。

*金融庁ホームページ：<http://www.fsa.go.jp/>

消費者へのアドバイス

1 きっぱり断わりましょう!

未公開株は、上場されなければ換金できないだけでなく、発行元会社が倒産すれば、株券はただの紙切れになってしまいます。次々と異なる人物が電話を掛けてきて、もうかるとおあり、契約させるといった新しい勧誘手口に惑わされることなく、冷静になって断りましょう。うまい話には落とし穴があると肝に銘じ、絶対にお金を支払わないようにしてください。

2 今までに、未公開株や社債を勧誘されて購入したことのある人は、特に注意してください!

未公開株が上場されず換金できない、発行元会社や仲介した業者と連絡が取れないなどの状況にある消費者に、「被害を救済してあげる。」と言葉巧みに電話を掛けてきて、更にお金を支払わせる手口の相談が多数寄せられています。過去の契約情報を基に勧誘する業者の話信じないようにしましょう。同様の勧誘があってもだまされず、お金を支払わないようにしてください。

3 トラブルに遭ったらすぐに市民総合相談課(市民生活センター)に相談を!

高齢者の場合、次々と勧誘されて契約してしまったり、被害に遭っていることの認識もなく何回もお金を支払ったりし、被害が大きくなりがちです。家族や周囲の人が日ごろから気を付けましょう。断っていながら最終的に契約してしまったり、少しでもおかしいと感じたら、すぐに市民総合相談課(市民生活センター)に相談してください。

広告

イベント・レントオール 株式会社

075-661-4856 南区四ツ塚町67
(九条通り大宮西へ)

イベントを計画中の方 まず お電話を
ホームページもご覧下さい

<http://www.1.odn.ne.jp/aah56240/>

広告

不動産無料相談会

日時：平成22年9月24日(金)
AM10:30～PM4:30

場所：ひと・まち交流館 京都
下京区河原町通五条下る東側

当日は弁護士・不動産鑑定士・司法書士・税理士・土地家屋調査士・
宅地建物取引主任者等が相談に応じる。

主催：(社)京都府滋賀県不動産研究協会